

浄化槽工事に関する注意事項

- 設置現場では建物の基礎、道路端から十分な距離を確保してください。
- 水道管の埋設確認について
浄化槽施工にあたり、水道管の破損や切回し等が発生する事案が見られます。
水道管の施工に際しては、必ず事前に市役所水道課と協議をするようお願い
します。
- 土留工について
掘削においては、土質条件、涌水状況、周辺状況を勘案し、土留工をするな
どして安全かつ確実に施工できるよう徹底願います。
- 既成底板コンクリート（プレキャストコンクリート底板）の使用について
 1. 申請時
既成底板コンクリートを使用する場合は、次の書類を本申請時に提出し
てください。
 - 1) 既成底板コンクリートの図面及び仕様書
(※設計計算書・強度計算書・底板図面等)
 2. 施工方法
国土交通省令・環境省令・施工要領に従い、沈下や変形の生じない施工
を行うこと。
 3. 中間検査
底板を敷設した後の浄化槽本体据付時に立会いを実施します。
確認内容は以下のとおりとなります。
遅くとも3日前には立会い日時のご連絡をお願いします。
 - 1) 浄化槽本体の確認
 - 2) 底板の確認（寸法・配筋状況等）